

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、医生物学研究所に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。</p> <p>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に任期を定めて雇用されているウイルス・再生医科学研究所の教員並びに霊長類研究所の准教授及び助教が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。</p> <p>3 この規程の施行の日の前日に霊長類研究所の助教であった者が施行の日に野生動物研究センターの助教に配置換となった場合は、別表第2は適用しない。</p> <p>4 改正後の別表第3の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されているこころの未来研究センターの助教が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。</p>					
別表第1						別表第1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						(同 左)					
ウイルス・再生医科学研究所			(略)			医生物学研究所			(同 左)		
エネルギー理工学研究所			(略)			エネルギー理工学研究所			(同 左)		
霊長類研究所	神経科学研究部門 行動発現分野	准教授	5年	可							
(略)						(同 左)					
別表第2						別表第2					
部局名	教育研究組織の名称	任期	再任の可否	備考		部局名	教育研究組織の名称	任期	再任の可否	備考	
(略)						(同 左)					
ウイルス・再生医科学研究所		(略)				医生物学研究所		(同 左)			
生存圏研究所	全研究部 全推進部 全附属研究施設	5年	可 ただし、1回限り			生存圏研究所	全研究部 全附属研究施設		(同 左)		

改正前				改正後			
(中略)							
複合原子力科学研究所			(略)	複合原子力科学研究所			(同左)
霊長類研究所	全研究部門・分野 全附属研究施設	5年	可 ただし、1回 限り				
(中略)							
野生動物研究センター			(略)	野生動物研究センター			(同左)
				ヒト行動進化研究センター	全分野 全附属研究施設	5年	可 ただし、1回 限り
(略)				(同左)			

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						
複合原子力科学研究所			(略)			
霊長類研究所	霊長類研究所	霊長類研究所若手重点戦略プロジェクト	准教授 助教	7年	否	
(中略)						
iPS細胞研究所			(略)			
附属図書館	附属図書館	オープンアクセス推進プロジェクト	助教	4年6月 ただし、平成29年10月2日から平成34年3月31日まで に任用される場合の任期は、平成34年3月31日までとする。	否	

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(同左)						
複合原子力科学研究所			(同左)			
iPS細胞研究所			(同左)			

改正前						改正後					
医学部 附属病 院			(略)			医学部 附属病 院			(同 左)		
						野生動 物研究 センタ 二	野生動 物研究 センタ 二	野生動物 研究セン ター若手 重点戦略 プロジェ クト	助教	5年	否
(中 略)											
フィー ルド科 学教育 研究セ ンター			(略)			フィー ルド科 学教育 研究セ ンター			(同 左)		
こころ の未来 研究セ ンター	こころ の未来 研究セ ンター	Global Young Scholars into the Future(GY SF)プログ ラム	助教	5年 ただし、 再任の場合 にあつては 2年	可 た だし、 1回 限り	人と社 会の未 来研究 院	人と社 会の未 来研究 院	Global Young Scholars into the Future(GY SF)プログ ラム	助教	5年 ただし、 再任の場合 にあつては 2年	可 た だし、 1回 限り
(略)						(同 左)					
別紙様式 (略)						別紙様式 (同 左)					